

ライフ・イノベーション研究会 シリーズ③

## 集団的消費者被害救済・予防システムの 構築に向けて

千葉 恵美子

### 〈目次〉

2011年度全体研究会の動向	千葉 恵美子
報告「消費者政策のこれまでとこれから —製品安全と悪質商法対策から描く 消費市場の規範の鳥瞰図—」	
討論	谷 みどり

### 2011年度全体研究会の動向

千葉 恵美子

本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（A）「公正取引市場の実現を目的とする消費者の集団的利益救済・予防システムの総合的構築」（課題番号22243007、研究代表者・千葉恵美子）に関するライフ・イノベーション研究会の報告と討論の一部をまとめたものである。

2011年度も、2010年度と同様、全体研究会を4回開催したが、本号に掲載したのは、第5回研究会（2011年6月12日、学習院大学）の第1報告とこの報告に対する討論部分である。

第5回研究会では、「消費者政策のこれまでとこれから—製品安全と悪質商法対策から描く消費市場の規範の鳥瞰図—」というテーマで、行政官（消費経済部長）として消費者行政の現場で活躍され、また、現在は研究官の立場から消費者政策について多くの提言をまとめられておられる谷みどり氏（経済産業省 商務流通グループ・消費者政策研究官）に、

## 〈2〉 集团的消費者被害救済・予防システムの構築に向けて（千葉）

消費市場の健全化の視点からどのような消費者政策を誰がどのように推進するのが適切なのかについてご報告をいただいた。

とりわけ、製品の安全と悪徳商法が問題となる場合を具体的素材として、市場への介入を規範の種類（規範が立法によるものかどうか）と規範の強制の仕方（立法による強制・規範を守る圧力・良心の喚起による内面化された規範）という2つの観点から分類され、消費者政策の多様な組合せを提示された点、問題のある消費者取引であると推計されている取引が、規模にして3兆円程度、件数にして30億件程度ある中で、行政が効率的・効果的に市場に介入する場面がどのような場合なのか、消費者政策の重点課題は何かについて具体的に論じられた点は、今後の制度設計を考える上で、極めて示唆に富む報告であった。

第5回研究会では、このほか、神宮司史彦氏（前公正取引委員会中部事務所長・現消費者庁審議官）に、「独占禁止法の優越的地位濫用規制と消費者取引・消費者法執行強化の必要性」というテーマでご報告をいただいた。独占禁止法における消費者利益の捉え方、不公正な取引方法のうち、優越的地位の濫用に対する独占禁止法上の取扱いと消費者法における不当条項規制の関係などについて実務的・理論的な問題について熱心な討論が行われた。

本科研のメンバーのうち民事実体法・競争法・行政法グループは、消費者の集团的利益を実体法上どのように実現するのかというテーマで共同研究を行っており、上記第2報告によって、現行制度の分析について、研究上、極めて有益な情報が得られたことを付記したい。

第6回研究会（2011年7月3日、名古屋大学）では、消費者の集团的被害救済システムについて刑事法的な視点から、佐久間修氏（大阪大学教授）に「集团的消費者被害における刑事規制の意義と限界」というテーマで、ご報告をいただいた。

従来、集团的消費者被害に関する刑事法からのアプローチは、課徴金制度と罰金の関係など限られた範囲にとどまっていたが、佐久間修氏からは、集团的消費者被害救済制度との関係で、刑事法からみた課題を包括的にご教示いただいた。佐久間報告を通じて、今後、集团的利益の侵害が行われた際に保護法益をどのように捉えているのか、特に個人法益との関係を考える際に、民事責任と刑事責任の違いがどこにあるのかを

認識できたように思われる。消費者法は、行政規制・刑事規制・民事規制の複合的な法規群である点を特色としており、今後の立法政策を考える際にも参考になった。

第7回研究会（2011年10月1日、学習院大学）においては、長谷部由起子氏（学習院大学教授）に「『集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書』の提案する新たな訴訟制度について」と題してご報告をいただき、2012年に国会に提出される予定になっている、いわゆる集合訴訟制度の骨格について概説していただくとともに、民事訴訟法学から見た理論的課題を提示していただいた。第7回研究会には、2010年秋に消費者委員会の下に設置された「集団的消費者被害救済制度専門調査会」（座長・伊藤真教授）のメンバーである山本和彦氏（一橋大学教授）にもご出席いただき、長谷部由起子氏からの問題提起に対して、集合訴訟制度への意見集約に際して、集団的消費者被害救済制度専門調査会がどのように考えたのかについてコメントをいただき、討議を行った。

本年度は、さらに、ライフ・イノベーション研究会の民事実体法・競争法・行政法グループのうち6名が、共同研究の成果の一部を中間報告の形でまとめ、第8回研究会（2011年10月22日、メルパルク名古屋）において研究報告を行った。また、上記研究成果を日本消費者法学会大会シンポジウムにおいて公表した（2011年11月5日、京都大学）。報告者と報告テーマ・論文の掲載誌は、以下の通りである。

- 1) 千葉恵美子「〈集団的消費者利益の実現と実体法の役割〉本シンポジウムの目的」 『現代消費者法12号』 4～8頁
- 2) 岡本 裕樹「集団的消費者利益の実現をめぐる民事実体法上の観点からの試論」 『現代消費者法12号』 9～16頁
- 3) 原田 大樹「集団的消費者利益の実現と行政法の役割—不法行為法との役割分担を中心として—」 『現代消費者法12号』 17～29頁
- 4) 丸山絵美子「契約の内容規制と消費者の利益・公正な市場の実現」 『現代消費者法12号』 30～39頁
- 5) 林 秀弥「独占禁止法による集団的消費者利益の実現」 『現代消費者法12号』 40～56頁

〈4〉 集团的消費者被害救済・予防システムの構築に向けて（千葉）

- 6) 鈴木 將文「表示規制分野における私的利益の保護と公的規制」  
『現代消費者法12号』57～67頁
- 7) 千葉恵美子「消費者取引における情報力の格差と法規制—消費者法と市場秩序法の相互関係に着目して—」  
『現代消費者法12号』68～78頁

上記の報告に対しては、民事実体法の領域から吉田克己氏（北海道大学教授）、民事手続法の領域から長谷部由起子氏（学習院大学教授）、行政法の領域から山本隆司氏（東京大学教授）にコメントを頂戴したほか、研究者・弁護士の方からご質問をいただき、討議が行われた。上記シンポジウムの当日の報告要旨・討議については、『消費者法第4号』（日本消費者法学会）に掲載される予定である。